

2024年2月22日

「真に適切な工期確保」に向けた実施要領を策定

一般社団法人日本建設業連合会(以下、日建連)では、昨年7月に「適正工期確保宣言」を決定・公表いたしました。

「発注者に見積書を提出の際、「真に適切な工期」に基づき見積りを行い、工期・工程を添付」等を含む合意を「宣言」という形で決定し、同年9月には宣言の本格実施を、改めて会員会社へ通知したところです。

宣言は、会員会社において準備が整い次第、取組みを開始することとしており、昨年11月末時点の各社の実施状況(会社としての取組み開始の状況)調査では、全体で約半数(完工高割合の補正では約9割)の会社が既に何らかのアクションを起こしていると回答があり、順調に取組みが進んでいるとの認識です。

しかしながら、昨年末の調査は、宣言の決定が7月後半、本格実施が9月後半であったことから、11月下旬までに宣言を反映した見積書の提出が行われたものは少数であったと考えられます。

このたび、「真に適切な工期」の確保に向けた実効性を高めるため、会員各社が円滑かつ適切な取組みを推進できるよう適正工期確保宣言の「実施要領」を策定いたしました。

実施要領では、「真に適切な工期」と「適正な工期」の関係について整理し、具体的な実施内容と留意事項をまとめました。

今後は、半年毎に会員各社の取組状況について、①初回見積時の実施状況、②契約への反映状況、③施工時の反映の状況 と段階的な進捗をフォローアップしていく予定です。

記

- ・日建連発第169号(2024年2月22日) 「適正工期確保宣言」実施要領について
- ・「適正工期確保宣言」実施要領(概要)
- ・「適正工期確保宣言」実施要領

以上

(本件に関する問い合わせ先)

一般社団法人 日本建設業連合会(東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8F)

建築・安全環境グループ(担当:寺島・山口・安藤・泉澤) TEL:03-3551-1118